

○ 下水道排水設備指定工事店の指定申請について

指定を受けようとする場合、下水道排水設備指定工事店指定申請書を次のことに留意して提出してください。

〔指定の基準〕（規則第4条第1項関係）

- 1 責任技術者が1名以上専属していること。
- 2 排水設備工事の施工に必要な機械器具を有していること。
- 3 岡山県内に営業所を有していること。
- 4 市町村税等、下水道事業受益者負担金等の滞納がないこと。
- 5 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。（法人の場合は代表者）
 - イ 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者。
 - ウ 条例、規則等の違反及び業務に関し不誠実な行為等により指定を取り消されて2年を経過していない者。
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - オ 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がある者。

〔申請の方法〕

- 1 申請書類一式は、A4ファイルに綴じて提出して下さい。
- 2 受付は随時（土・日曜日、祝日を除く）とし、審査期間を経て、指定の条件を満たしていると認められる申請者には、指定の連絡をします。

指定期間 指定日～次回更新日の前日
- 3 津山市下水道排水設備指定工事店の指定が決定した者は保証金100,000円及び指定工事店認可手数料30,000円が必要となります。指定の更新（継続）の場合、10,000円が必要です。

〔申請時添付書類〕 ※書類提出前に今一度チェックをお願いします。

- 申請者（法人の場合は代表者）の住民票。
- 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し。
- 個人の場合は、印鑑登録証明書。
- 営業所の平面図及び写真並びに付近見取り図（別紙1）
- 営業所となる所在地の固定資産評価証明書（土地・建物登記簿謄本でも可）あるいは土地及び建物を借用している場合は、貸借契約書の写し（建物についての証明が必要）
- 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類（別紙2）
- 責任技術者名簿（別紙3）及び責任技術者証（表、裏面）の写し。
- 専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類。
- 誓約書
誓約書（別紙4）及び津山市暴力団排除条例に基づく誓約書
- 市町村税等の納税証明書（全税）（法人の場合は代表者及び法人）
- 第1種指定工事店の指定を受けようとする場合は、津山市水道局指定給水装置工事事業者証の写し。

指定工事店指定基準及び申請時必要書類

第1表

No.	項目	基準	細目	添付書類
1	店舗	岡山県内に営業店舗があること	1 店舗は営業に適する事務所であり、指定工事店証（新規指定時は除く）を掲げていること。	1 写真〔外観・看板又は入り口付近・事務所内部（机・椅子・電話）・指定工事店証の掲載〕 ※更新時には、名称が確認できる看板等の写真を添付すること 2 平面図（別紙1） 3 付近見取り図（別紙1）
			2 店舗には電話、机等の設備が備わっていること。	
2	機械器具	工事施工に必要な機械器具を有していること	1 第2表に掲げる機械器具を所有し、その場所があり、敷地周辺に第三者が立ち入りできない構造を有していること。	別紙2 写真（第2表に掲げる機械器具）
			2 配管材料、便器等の保管に適した置場があり、敷地周辺に第三者が立ち入りできない構造を有していること。	写真（配管材料、倉庫外観、倉庫内部）
3	信用	1 所在が確認できること	1 個人の場合	1 住民票 2 固定資産評価証明書（土地・建物登記簿謄本でも可）又は土地建物の貸借契約書の写し（建物については、貸主の評価証明か土地建物登記事項全部証明書が必要） 3 印鑑登録証明書
			2 法人の場合	1 商業登記簿謄本 2 定款の写し 3 代表者の住民票 4 営業所の固定資産評価証明書（土地・建物登記簿謄本でも可）又は土地建物の貸借契約書の写し（建物については、貸主の評価証明か土地建物登記事項全部証明書が必要）
		2 市町村税の納税証明書等の提出 （前年度の納税証明書）	1 個人の場合	所在する市町村のすべての税目 《例》 （個人市民税，固定資産税，軽自動車税，国民健康保険税，介護保険料等）

			2 法人の場合	<p>1 代表者個人 所在する市町村のすべての税目</p> <p>《例》 (個人市民税, 固定資産税, 軽自動車税, 国民健康保険税等)</p> <p>2 法人 所在する市町村のすべての税目</p> <p>《例》 (法人市民税, 固定資産税, 軽自動車税, 市県民税特別徴収等)</p>
		3 欠格事項(細目に示す事項)に該当しないこと	1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	<p>1 個人の場合 本人が該当しないこと(誓約書 別紙4)</p> <p>2 法人の場合 代表者及び役員が該当しないこと(誓約書 別紙4)</p>
			2 工事店の指定取消しから2年を経過していない法人の代表者は、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない	<p>1 個人の場合 本人が該当しないこと(誓約書 別紙4)</p> <p>2 法人の場合 代表者及び役員が該当しないこと(誓約書 別紙4)</p>
			3 責任技術者の登録を取り消されてから2年を経過していない	
			4 業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある場合	
4	責任技術者	責任技術者が一人以上専属していること	1 責任技術者名簿及び責任技術者証の写し	<p>1 責任技術者名簿(別紙3)</p> <p>2 責任技術者証(表, 裏面)の写し</p>

			<p>2 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類</p>	<p>1 社会保険の保険料の負担状況 （各種健康保険被保険者証の写し又は確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し。但し、国民健康保険被保険者証の写しを除く）</p> <p>2 給与支給状況及び所得税源泉徴収状況 （賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等）</p> <p>上記のうち、いずれか添付</p> <p>※個人事業者で、本人が責任技術者である場合は、専属確認の書類は不要</p>
--	--	--	-------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注記

- 1 この指定基準は、指定工事店規則を補完し、県内の指定工事店を同一基準により、指定するため設けたものである。
- 2 店舗付き住宅及び個人住宅でも指定の対象とする。（仮設店舗での新規指定は、認めない）
- 3 納税証明書は、営業店舗が属する市町村の発行するものとし、完納証明書も可とする。
- 4 写真については、工事用の写真台帳を使用し、台帳の空欄に写真の内容を記載すること。
- 5 申請書類は、A4 ファイルに綴じて提出のこと。

新規指定の業者は、登録料として30,000円、保証金100,000円を納めていただくこととなります。指定の更新(継続)の際には、更新手数料として10,000円が必要となります。指定期間中に変更等が生じた場合、第3表を参考に異動届を提出してください。

異 動 届 一 覧 表

第3表

No.	異 動 事 項	添 付 書 類
1	組織（役員の変更を含む）	商業登記簿謄本・定款の写し（法人のみ）
		誓約書（別紙4）、津山市暴力団排除条例に基づく誓約書
2	名称（商号）	商業登記簿謄本・定款の写し（法人のみ）
		指定工事店証
3	代表者	商業登記簿謄本・定款の写し（法人のみ）
		指定工事店証
		誓約書（別紙4）、津山市暴力団排除条例に基づく誓約書、納税証明書
		住民票
4	営業所移転	商業登記簿謄本・定款の写し（法人のみ）
		指定工事店証
		固定資産税評価証明書（土地・建物登記簿謄本でも可）又は土地建物貸借契約書の写し（建物については、貸主の評価証明書又は建物登記簿謄本が必要）
		営業所の平面図及び付近見取図（別紙1）
		機械器具調書（別紙2）
		写真（外観、内部、機械器具、配管材料、倉庫）
5	営業所仮移転	営業所の平面図及び付近見取図（別紙1）
		機械器具調書（別紙2）
		写真（外観、内部、機械器具、配管材料、倉庫）
6	責任技術者の専属	責任技術者名簿（別紙3）
		責任技術者証、雇用関係を証する書類（取消の場合は不要）
7	電話番号	
8	住居表示等	指定工事店証
		住居表示の変更のわかる書類（変更後の住民票あるいは商業登記簿謄本でも可）
9	第2種から第1種指定へ 指定換え	指定工事店証
		津山市水道局指定給水装置工事事業者証の写し